

立川市施工体制等点検実施要領

立川市抜き打ち検査要領（平成18年11月1日行政管理部長決定）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この要領は、立川市検査事務要綱（平成17年4月1日市長決定）第31条に規定する施工体制等点検（以下「点検」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象工事）

第2条 点検の対象とする工事は、市が締結した工事（単価契約は除く。）のうち、行政管理部品質管理課長（以下「品質管理課長」という。）が選定するものとする。

2 工事に関する事務を主管する課長等（以下「工事主管課長」という。）は、前項の規定にかかわらず特に必要と認めたときは、施工体制等点検実施依頼書（第1号様式）により品質管理課長に点検を依頼することができる。

（点検の実施時期等）

第3条 点検の実施時期は、対象工事の進捗及び工種を考慮し、工事主管課長と協議のうえ決定するものとする。

（点検者）

第4条 点検は、立川市契約事務規則第47条第3項に規定する検査員等のうち、品質管理課長が指名した者（以下「点検者」という。）が行うものとする。

（点検項目）

第5条 点検者は、次の各号に掲げる項目について、点検を実施するものとする。

（1） 施工管理体制等に関すること

- ア 工事实績登録
- イ 配置技術者の専任等
- ウ 施工体制台帳及び施工体系図による施工体制等
- エ 各種標識の掲示等

（2） 安全管理等に関すること

- ア 安全活動実施等
- イ 仮設足場仕様等
- ウ 建設機械安全等
- エ 電気設備等の安全
- オ 資格者証等の掲示物
- カ その他安全対策等

（3） その他特に必要と認めること

2 点検は、前項第1号に掲げる項目を必須とし、その他の項目については、対象工事ごとに工事内容及び工事規模等を勘案し設定するものとする。

（点検の実施方法）

第6条 点検を実施する場合、点検者は、事前に工事主管課長に、施工体制等点検実施通知書（第2号様式）により対象工事件名、点検日等を通知し、監督員及び受注者の立ち

会いを求めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、品質管理課長は、特に必要と認めるときは、受注者に事前に告知することなく、点検を実施することができる。

3 点検者は、別表により点検を行うものとする。

(点検報告等)

第7条 点検者は、点検の結果を品質管理課長に報告するものとする。

2 品質管理課長は、点検の結果を施工体制等点検実施報告書（第3号様式）により、工事主管課長に報告するものとする。

3 監督員は、点検の結果を受注者に伝え、必要に応じて助言し、及び指導するものとする。

(工事成績評定への反映)

第8条 点検の結果は、監督員が立川市工事成績評定要領（平成17年4月1日行政管理部長決定）に基づく工事成績評定に反映させるものとする。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

工事主管課長

次の工事の施工体制等点検を依頼します。

[illegible]

年 月 日

工 事 主 管 課 長 殿

品 質 管 理 課 長

施工体制等点検実施通知書

次のとおり、施工体制等点検を行いますので、監督員の立会いをお願いします。

- ☐ 点検は、受注者の立会いが必要になります。現場代理人等に点検日等をお知らせください。
- ☐ 点検は、受注者に告知せずに抜き打ちで行います。

契 約 番 号	
工 事 件 名	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
契 約 金 額	
受 注 者	
監 督 員	
点 検 日	年 月 日 時から開始
点 検 場 所 (工 事 場 所)	
点 検 者	

年 月 日

工 事 主 管 課 長 殿

品 質 管 理 課 長

施工体制等点検実施報告書

契 約 番 号	
工 事 件 名	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
契 約 金 額	
受 注 者	
現 場 代 理 人	
主 任 技 術 者	
監 理 技 術 者	
点 検 日	年 月 日 時～
点 検 場 所 (工 事 場 所)	
指 摘 事 項 等	
点 検 者	
監 督 員	

別表（第6条関係）

施工体制等点検表

工事件名：	点検日：
受注者：	点検者：
立会者：	監督員：

【種別】	点検項目	確認事項	指摘事項等
施工管理体制等に関する事	工事实績情報（コリンズ）	☐ 適正な内容で登録機関に申請している。	
	配置技術者（元請負人）の専任等	☐ 監理技術者の資格要件・専任要件・雇用状況は適正である。 【現場代理人等通知書、監理技術者資格証（講習修了証）、経歴書等で確認】	
		☐ 現場代理人は、提出された通知書と同一で、かつ現場に常駐している。	
		☐ 監理技術者（主任技術者）の専任状況は適正である。	
		☐ 監理技術者（主任技術者）が本人であることを証する資格証等を携帯している。腕章（専任のみ）を着用している。	
	施工体制台帳及び施工体系図による施工体制等	☐ 下請負届が提出されている。	
		☐ 施工体制台帳（添付書類含む。）、施工体系図、下請負届の整合が図られている。	
		☐ 施工体制台帳に健康保険等の加入状況が記載されている。	
		☐ 施工体系図に記載のない業者が現場で作業していない。	
		☐ 施工体制台帳が現場に備え付けられている。	
	各種標識の掲示等	☐ 建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に掲示している。	
		☐ 施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示している。	
		☐ 労災保険関係成立票を現場の見やすい場所に掲示している。	
		☐ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。	
		☐ アスベスト含有建材の事前調査結果を現場に掲示している。	
安全管理等に関する事	安全活動実施等	☐ 安全装具（ヘルメット、墜落制止用器具、作業着、保護メガネ等）を作業員が身に着けている。	
		☐ 現場が整理整頓（資材、仮設材、残材、通路、民地への越境がない等）されている。	
		☐ 災害防止協議会等が設置され、活動記録がある。	
		☐ 安全巡視等を実施し、記録がある。	
		☐ 新規入場者教育を実施し、活動記録がある。	
		☐ 第三者立入禁止区域の表示をしている。	
		☐ 資材搬入口等に誘導員が適切に配置され、歩行者の安全が確保されている。	
		☐ 緊急連絡先が現場に掲示されている。	
		☐ 段差等危険箇所の安全対策がされている（すりつけ、警戒標識）。	
	仮設足場仕様等	☐ 足場等の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。【手摺・中さん・幅木等の設置、作業床幅40cm以内かつ隙間3cm以内、構造物と足場の間隔30cm以内、落下防止ネット等設置、手摺等の固定、第一布の	

		高さ2m以内、安全な昇降設備設置、端部墜落防止措置、部材固定が適切】	
		☐ 脚立足場が適切に利用されている（3点支持、はね出し無し）。	
		☐ 墜落防止対策（開口部、作業床等）がされている。	
	建設機械安全等	☐ 使用機械の点検整備等が管理され、点検記録がある（特定・定期自主点検記録がある）。	
		☐ 運転責任者の正副表示されている。	
		☐ クレーン等の重機旋回範囲に障害物等がない。	
		☐ アウトリガーの最大張出は適切である。	
		☐ 工事車両の車止め措置が行われている。	
		☐ 立入禁止の表示をしている。	
		☐ 吊荷下に立ち入っていない。	
		☐ 指定建設機械（排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。	
	電気設備等の安全	☐ 取扱い責任者の表示がある。	
		☐ 分電盤は施錠され、適切な高さに設置されている	
		☐ 分電盤はタコ足配線していない。	
		☐ 車両通行箇所の横断配線養生がされている。	
		☐ アース設置状況は適切である。	
		☐ 架空電線は絶縁保護されている。	
	資格者証等の掲示物	☐ 作業主任者（資格者）一覧表が見やすい位置に掲示され、現場に配置されている。	
		☐ 有資格者の作業分担と責任範囲が掲示物等で明確である。	
	その他安全対策等	☐ 危険物保管が適切になされている（塗料、ボンベ、PCB等）。	
		☐ 酸欠危険箇所の換気・測定がなされている。	
		☐ 消火器等の防火措置がなされている。	
		☐ 道路使用許可条件遵守している。	
		☐ 崩壊防止対策（掘削面勾配、法面防護措置）は適切である。	
その他	関係機関との連絡・調整・報告等	☐ アスベストや騒音振動、機械等設置届等、関係機関と必要な手続きがなされている。	
		☐ PCB存在確認が監督員に報告されている。	
		☐ 関係機関との折衝及び調整をした記録がある。	
	各種提出物等	☐ 建設業退職金共済証紙が適正に購入されている。	
	災害防止等	☐ 粉塵及び大気汚染対策等必要な措置を講じている。	
		☐ 不正軽油撲滅、過積載防止対策をおこなっている。	
	近隣住民等の対応	☐ 近隣住民等に施工上必要な周知をしている。また、工事の施工に関する苦情対応を適切に行い、記録がある。	

【指摘事項等】

【その他 評価点等】